

平成28年6月30日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年6月30日（木） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 753・754号室

付議事項

- 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第29号 非農地証明申請について
- 議案第30号 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第31号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法施行規則第53条第14号の規定による届出（中継施設等）の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1番 荒谷 博司 | 2番 生田 政行 | 3番 池田 勝憲 | 4番 倉本 寛 |
| 5番 谷 正典 | 6番 前田 清文 | 7番 見藤 進 | 8番 横田 正教 |
| 9番 横段 登 | 10番 榎 真太郎 | 11番 舩田 定則 | 12番 佐伯 孝行 |
| 13番 出来 悦次 | 14番 林 武彦 | 15番 水場 守信 | 16番 北村 正次 |
| 17番 平本 真人 | 18番 高橋 靖之 | 19番 寺山 喜代登 | 20番 中川 義則 |
| 21番 山城 和彦 | 22番 長迫 秀 | 23番 渡辺 哲宏 | 24番 重森 紀生 |
| 25番 三戸 正宏 | 26番 灰原 松二 | 27番 横村 満 | 28番 大道 正孝 |
| 29番 土井 光弘 | 30番 椋開地 省二 | 31番 金原 茂之 | 32番 中野 勇平 |
| 34番 長本 憲 | 35番 藤原 広 | 36番 谷 惠介 | 37番 田中 みわ子 |

欠席委員

33番 坂 孝好 38番 土井 正純

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長（倉本）： 皆さんおはようございます。出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7番 見藤委員、25番 三戸委員を指名します。また、本日の欠席通知は、33番 坂委員、議会公務のため38番 土井委員から出ています。

いつも申し上げることですが、委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようにマナーモードにしてください。よろしくお願いいたします。

議長：事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前配付した資料として、資料1 農用地利用集積計画(案)、資料2 平成29年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出について、当日配付として、資料3 平成28年度農業経営発展支援セミナーの開催について、JA広島ゆたか広報第106号を配付しております。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,789㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲受人の要望により貸し付けするもので、借受人は申請地を借り受け農業経営の規模拡大を図るもので

す。営農計画につきましては野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては自作地だけで107アールありますので、川尻地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中野委員：32番中野です。事務局から説明のあったとおり、現地は草も刈られ今後作付けするため農地として整備されておりました。よろしくご検討をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つづきまして、2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は下蒲刈町下島字大地蔵〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,169㎡の農振農用地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため娘である譲受人に所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲受け新規就農するものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、申請地だけで12アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

金原委員：31番金原です。写真のとおりみかん畑で少し荒れていたが、ご主人が定年退職し、奥さんもしっかりしておられるので、きれいな畑になると思う。どうかよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つづきまして、3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は蒲刈町宮盛字上り田〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で446㎡の農振農用地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人の要望により譲受人に所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲受

け経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましては、柑橘栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで17アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三 戸 委 員：25番三戸です。写真を見てのとおりきれいに整地されている。竹藪側に譲受人の畑があり、それと合わせて今後耕作するということです。何ら問題ないと思うので、ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は豊町久比字万徳〇〇〇〇番、地目は畑、面積は509㎡の農振農用地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人に所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲受け経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましては、柑橘栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地と借入地だけで87アールありますので、豊町久比地区の下限面積30アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：30番棕開地です。譲受人は前回まで農業委員をされていた〇〇さんで、周りを見てもわかるようになんかなり荒れている。2軒が並んで熱心にやられており何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1、

065㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備用地として利用するものです。規模等につきましては、発電容量34.8kw、太陽光パネル168枚を設置する計画です。関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域の指定は除外済みです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高橋委員：18番高橋です。申請地は安浦矢野線の黒瀬と安浦の中間くらいの場所で、昔は田で、2面を太陽光発電にするという計画です。水路も整備されており、全く問題ないと思う。許可して問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：つぎに、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は栃原町字西谷〇〇〇番、地目は田、面積は336㎡の第2種農地です。転用目的は譲受人である社会福祉法人が運営する保育園及び幼稚園の園庭が手狭となったため、申請地を購入し園庭として整備し使用するものです。関係法令につきましては、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：6番前田です。申請地に隣接し保育所があるが、この区画だけが今農地として管理されている。持ち主が遠方のため草刈り等は保育所が行っているとのことである。保育所の園庭として利用されるのは良いのではないかと思う。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つづきまして、2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は音戸町南隠渡2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は30㎡の第2種農地です。転用目的は墓地用地として利用するため特定遺贈により所有権を移転するものです。規模等につきましては、墓碑4基、法名碑1基を整備する計画です。しかしながら写真でもお分かりのように既に墓地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等経営許可は既に許可できる状態である旨関係課より連絡を受けております。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。なお農地法による許可については、6月30日付けで「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく許可と同時許可とする予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

複 委 員：10番複です。この墓は30年前からあったのだが、持ち主が皆亡くなられて、財産整理の段階ではじめて登記していないと判りこのたび登記するというものです。別に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせて許可と決定いたします。

議 長：つづきまして、3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で632㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備用地として利用するため賃借権を設定するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル210枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 野 委 員：32番中野です。事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。よろしくお願いま

す。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇〇，地目は畑，面積は290㎡の第2種農地です。転用目的は、住宅及び駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、2階建住宅1棟及び駐車場2台分を整備する計画です。関係法令につきましては「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。これは毎回出る案件ですが、安浦駅の北側の宅地造成したところで、現在、申請地の右も左もたいてい家が建っており、北側には市営住宅があり手前には県道が通っている。全く問題ないと思われる。皆さんのご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は蒲刈町大浦字梶屋〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は99㎡の第2種農地です。転用目的は山間部の数カ所にあった墓碑等を一カ所に移転するための墓地用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、墓碑13基，法名碑1基及び駐車場3台分を整備する計画です。関係法令については「墓地，埋葬等に関する法律」に基づく墓地等経営許可申請は申請済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。なお農地法による許可については、6月30日以降に「墓地，埋葬等に関する法律」に基づく許可と同時許可とする予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三 戸 委 員：25番三戸です。申請者は蒲刈町田戸の出身で、田戸の山に墓がありその墓を下ろすという計画です。場所は大浦の集落から恋ヶ浜へ向かった途中の場所で、周りもほとんどが墓地で何ら問題ないと思うので、よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせて許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第29号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は阿賀町字羽根ヶ原〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,037㎡の第2種農地です。申請の事由としましては、昭和30年頃より耕作放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 田 委 員：8番横田です。現地へ行こうにも入る道の形もない状態で、下から見のしかなかった。どうぞよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つづきまして、2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は広町字吉松南谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は131㎡の第2種農地です。申請の事由としましては、昭和40年頃より耕作放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 田 委 員：8番横田です。ここは自分も普通ったことがあるが、かなり以前から荒廃していた。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は音戸町高須1丁目〇〇〇〇番、地目は田、現況は山林、面積は1,650㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成13年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番榎です。写真のとおり山林化しており耕作するのは難しい。よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は倉橋町字納〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は2,532㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成8年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：15番水場です。写真のとおりどうすることもできない急傾斜地で、柑橘園地があったが止めて永くなる。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第30号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の調査地は広古新開9丁目〇〇〇番ほか1筆で、広区画整理事業区域内の農地です。台帳地目は田、面積は仮換地後の面積の合計で1,558.62㎡の第3種農地です。平成8年8月19日に相続により農地を取得したもので、農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される制度の適用を受けています。当該農地については、この特例の適用を受けて20年が経過するため、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：6番前田です。申請地は、広古新開区画整理事業の仮換地指定を受け、その後果樹、野菜を植えており農業経営を実施していると承認して大丈夫と思うので、ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の調査地は仁方宮上町〇〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田及び畑、面積は特例農地の適用を受けている農地面積の合計で2,274㎡で、3筆が第2種農地、4筆が第3種農地です。平成8年8月1日に相続により農地を取得したもので、農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される制度の適用を受けています。当該農地については、この特例の適用を受けて20年が経過するため、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 田 委 員：8番横田です。水稻や野菜を植え、一生懸命やっておられるので、よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定いたします。

議 長：続きまして、議案第31号「農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第31号についてご説明いたします。この事業は「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し貸し借りを促進していく事業です。6月10日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが資料1の『農用地利用集積計画(案)』です。なお、この農用地利用集積計画の決定につきましては「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますのでご審議のほどお願い致します。それでは、内容についてご説明致しますので資料1をご覧ください。1ページから2ページは、利用権の設定について新規の申込みのあった方の一覧表です。利用権を設定し農地を貸す方は〇〇〇〇ほか12名、利用権の設定を受けて農地を借りる方は〇〇〇〇〇〇〇ほか7名、利用権を設定する農用地は倉橋町字東大尻郷〇〇〇〇番〇ほか34筆、合計面積は28,221.16㎡です。3ページから4ページは、利用権の設定について再設定の申込みのあった方の一覧表です。利用権を再設定し農地を貸す方は〇〇〇〇ほか7名、利用権の再設定を受けて農地を借りる方は〇〇〇〇ほか5名、利用権を再設定する農用地は郷原町字土居〇〇〇番〇ほか19筆、合計面積は14,352㎡です。設定する権利内容は、新規及び再設定ともに使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。そのほか貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。5ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。6ページから8ページにつきましては、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。本日の総会で決定しましたら「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定によりすみやかに公告することになっております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件そのように決定いたします。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：議案書の10ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が3件、農地法第5条の規定による届出が1件、計4件ございましたのでご報告いたします。続いて議案書13ページの農地法施行規則第53条第14号の規定による届出(中継施設等)の受理についてご説明いたします。認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置・電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置については農地転用の許可は不要ですが、事前に農業上の土地利用の調整を行い届出を提出するようになっております。携帯電話無線基地局の拡張が1件、携帯電話無線中継施設の設置が1件、併せて2件を受理しましたのでご報告いたします。

議長：次に、資料2「平成29年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出」について、事務局の説明をお願いします。

事務局：資料2「平成29年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出」についてですが、これは毎年、県内各市町の提言・意見を広島県農業会議が取りまとめ、広島県に要望活動を行っているものです。今年度の意見は2点を考えています。1点は、農地パトロールで非農地と認めた農地については農業委員会総会で非農地と決定しますが、地目変更は所有者に任されており整理が進んでいません。このことについて、農業委員会が囑託で地目変更の登記ができれば整理が進むと考えて要請するものです。2点目は、鳥獣被害対策の推進について、狩猟者の確保、従事者の負担軽減の継続と、シビエ肉の有効活用のための補助の検討について要望するものです。

また、本日配付の資料3「平成28年度農業経営発展支援セミナーの開催について」広島県農業会議から情報提供がありました。セミナー開催日が次回総会開催日と重なっており、委員の皆さんの出席は難しいと思いますが、認定農業者、農業法人等の該当者への情報提供をお願いします。

議長：本件について、ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：そのほか、今までを通じてなにかございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次期総会は、平成28年7月29日 金曜日 午後2時から
場所は、〇〇〇です。
時間と場所を忘れないようお願いします。

議 長：なお、前回総会の農地パトロールについて、総会后地区会を開催しますのでよろしくお
願いします。

議 長：以上で平成28年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。
本日のご審議、誠にありがとうございました。
(午前10時40分)